

三木市記者発表資料 (令和8年3月31日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
産業振興部 商工振興課	課長 能出真一 (内線 2230)	中小企業振興係	0794-82-2000 (内線 2231)

タイトル
<p style="text-align: center;">「三木市起業家支援事業補助金」の申請者を募集 ～ 事業の立ち上げ等に必要な経費の一部を補助し、市内での起業を支援 ～</p>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none">・ 補助対象者に係る一部要件が緩和されました。・ 三木市中小企業サポートセンターによる申請書の作成支援があります。
説明文
<p>市内で起業をめざす起業家の方に対し、事業の立ち上げ等に必要な経費の一部に補助金を交付することにより、起業しやすい環境を整備します。</p> <p>1 対象者 令和7年度・令和8年度（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）に、市内で起業をしようとする方又は市内で起業をした方</p> <p>2 補助対象経費 補助金の交付を受けようとする起業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、次の(1)から(5)のいずれかに該当し、かつ、令和8年度に支払った経費。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事務所開設費(2) 初度備品費(3) 専門家経費(4) 事業費(5) 空き家改修費 <p>3 補助金の額 補助対象経費の2分の1に相当する額（上限50万円）。 ただし、上記(5)の空き家改修費に係る対象経費があるときは、50万円を限度とし、(5)の対象経費の2分の1に相当する額を補助金額に加算します。</p> <p>4 受付期間 令和8年4月13日(月)～7月10日(金) 午後5時まで</p> <p>5 審査 書面審査、面接審査で審査します。ただし、一定の評価点数が得られない場合は、書面審査を通過しない場合があります。</p>



6 問い合わせ先

三木市 産業振興部 商工振興課 中小企業振興係
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号
TEL 0794-82-2000 内線 2231 FAX 0794-82-9728

7 ホームページ

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/31/2885.html>



本案件は次の SDGs 目標に関連します。

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

